

千葉県男女共同参画センター名誉館長の称号授与に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、千葉県ハーモニープラザ男女共同参画センター（以下「男女共同参画センター」という。）の名誉館長の称号の授与に関し必要な事項を定めるものとする。

(称号の授与)

第2条 市長は、男女共同参画センター（改称前の千葉県ハーモニープラザ女性センターを含む。この条において同じ。）館長経験者で、特に男女共同参画センターの発展に寄与し、功労のあったものに対し、その功績をたたえるため、名誉館長の称号を授与することができる。

(名誉館長証)

第3条 名誉館長の称号を授与する場合は、千葉県男女共同参画センター名誉館長証（別記様式）を贈呈する。

(委任)

第4条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に市長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年2月28日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際に、改正前の「千葉県女性センター名誉館長の称号授与に関する要綱」により贈呈された「千葉県女性センター名誉館長」の称号及び「千葉県女性センター名誉館長証」は、改正後の「千葉県男女共同参画センター名誉館長の称号授与に関する要綱」による「千葉県男女共同参画センター名誉館長」の称号及び「千葉県男女共同参画センター名誉館長証」とみなす。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

別記様式



千葉県男女共同参画センター名誉館長証

様

あなたは千葉県男女共同参画センターの運営に
誠心誠意尽力され多大な功績を挙げられました

よってその功績を称え千葉県男女共同参画セン
ター名誉館長の称号を贈ります

年 月 日

千葉市長

印